全銀協 TIBOR 行動規範 新旧対照表

※下線部変更点。なお、備考欄に改正理由の記載がない事項については、規定趣旨の明確化など、文言上の修正である。

※下線部変更点。なお、備考欄に改正理由の記載がない事項については、規定趣旨の明確化など、文言上の修正である。 「		
新	IΒ	備考
本行動規範 <u>(別紙1および2を含む。)</u> は、一般社団法人全銀協TIBOR	本行動規範は、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(以下「運営機関」	
運営機関(以下「運営機関」という。)が後記1.に定義する「日本円 TIBOR」	という。)が後記1.に定義する「日本円 TIBOR」および「ユーロ円 TIBOR」(以	
および「ユーロ円 TIBOR」(以下、これらを合わせて「全銀協 TIBOR (Tokyo	下、これらを合わせて「全銀協 TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate)」と	
Interbank Offered Rate)」という。)を算出・公表するに当たり、全銀協 TIBOR	いう。)を算出・公表するに当たり、全銀協 TIBOR が証券監督者国際機構(IOSCO)	
が証券監督者国際機構(IOSCO)の公表した金融指標に関する原則に準拠し市	の公表した金融指標に関する原則に準拠し市場や利用者から信頼されること	
場や利用者から信頼されることを目的として、リファレンス・バンクがレー	を目的として、リファレンス・バンクがレート呈示に関して遵守すべき規範	
ト呈示に関して遵守すべき規範である。	である。	
2. リファレンス・バンクの遵守事項	(9) 社内研修	
(9)社内研修	①リファレンス・バンクは、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対	
①リファレンス・バンクは、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対	象に、本行動規範の内容に即した社内研修を最低年1回実施し、実施結果	
象に、本行動規範の内容に即した社内研修を最低年1回実施し、実施結果	は実施後最低5年間保存するものとする。	
は実施後最低5年間保存するものとする。		
②上記の社内研修実施状況については、別途運営機関の定める様式により、	②上記の社内研修実施状況については、別途運営機関の定める様式により、	
運営機関宛に提出するものとする。	運営機関宛に提出するものとする。	
③リファレンス・バンクは、上記に加え、全銀協 TIBOR を参照した金融商品	③リファレンス・バンクは、上記に加え、全銀協 TIBOR を参照した金融商品	
を取り扱う部署、およびトレーディング業務を行う部署の担当者・責任者	を取り扱う部署、およびトレーディング業務を行う部署の担当者・責任者	
等、全銀協 TIBOR を参照した金融商品の取引を行う者に対しても、本行動	等、全銀協 TIBOR を参照した金融商品の取引を行う者に対しても、本行動	
規範の内容に関し、適切な範囲、程度で周知・徹底する研修を最低年1回	規範の内容に関し、適切な範囲、程度で周知・徹底する研修を最低年1回	
実施するものとし、実施結果を実施後最低5年間保存するものとする。	実施するものとし、実施結果を実施後最低5年間保存するものとする。	
ただし、新しくレート呈示責任者およびレート呈示担当者を任命する場		⇒新しくレート呈示責任者等に就任した者に対する事前もしくは速やかな研
合には、事前もしくは任命後速やかに研修を実施するものとする。		修の実施を明確化
4. その他	4. その他	
(1)省略	(1)省略	
(2) リファレンス・バンクおよび市場参加者は、本行動規範を遵守するととも	(2) リファレンス・バンクおよび市場参加者は、本行動規範を遵守するととも	
に、全銀協 TIBOR の運用に当たっては、独占禁止法上問題となるおそれの	に、全銀協 TIBOR の運用に当たっては、独占禁止法上問題となるおそれの	
ある行為がないよう厳に注意しなければならない。	ある行為がないよう厳に注意しなければならない <u>(別紙3「全銀協TIB</u>	
	OR運営機関による日本円・ユーロ円 TIBOR 公表に当たっての留意点等」	
	参照)。	
(参考資料) 独占禁止法上の留意事項	 (<u>別紙3</u>) 独占禁止法上の留意事項	
(以下略)	(以下略)	